令和4年1月27日 (令和4(2022)年度第15号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府 県・指定都市保育士会事務局に送付しています。 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国保育士会事務局

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

Mail hoikushikai@shakyo.or.jp https://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 【募集中】令和3年度都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー (WEB) 開催のご案内
- 【募集中】第 48 回全国保育士研修会(WEB) 開催のご案内
- 「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」および「実施要綱」の訂正について
- 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について」(第十二報)が発出される
- 「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』期間延長に係る保育所等の保護者に向けた再度の周知について (協力依頼)」が発出される

◆【募集中】令和3年度 都道府県・指定都市保育士会 正副会長セミナー(WEB)開催のご案内/2月15日(火)開催

本ニュース 14 号にて既報のとおり、標題正副会長セミナーを来る 2 月 15 日に開催します。本セミナーは全国保育士会を構成する各都道府県・指定都市組織が一堂に会する貴重な機会になります。まだお申込みいただいていない都道府県・指定都市組織におかれては、お申込みをお待ちしております。

都道府県・指定都市組織セミナー 趣旨

本セミナーは、都道府県・指定都市保育士会正副会長が一堂に会する唯一の場として、全国保育士会の取り組みや国の動向、組織強化にかかる課題や対応方策等を共有し、保育士会組織の充実強化に寄与することを目的に毎年開催しているものです。

本年度のセミナーでは、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」 (以下、在り方検討会)の報告をうけ、これまでの保育士会組織の取り組みを振り返り、 さらなる保育の質の確保・向上や組織強化について考えます。

ご講義いただく堀 科先生(東京家政大学准教授)は、上述の「在り方検討会」に委員として参画されていました。在り方検討会の検討内容の解説をいただくとともに、保育所あるいは保育関係組織に求められることについてご助言等をいただきます。

また、講義をうけ、グループ討議を実施します。今年度ご協力いただいた「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」を踏まえ、各組織の実態を共有し、課題解決へ向けた検討を行っていただきます。

各組織の地域性が反映された活動が、別の地域にとっても有益なものとなる可能性があります。各地域の活動の特色、抱えている課題等を共有し合うことで、今後の組織運営のヒントが見つかれば幸いです。皆様のお申し込み、お待ちしております。

【日 **時**】令和4年2月15日(火)12:55~17:40

【参加費】5,000円(1名あたり)

【参加申込】令和4年1月31日(月)

【プログラム】※休憩等を除いた主なプログラムを抜粋

時間	内 容		
13:05~13:25 (20 分)	【基調報告】 「全国保育士会 令和3年度事業進捗状況と今後の取り組みについて」 全国保育士会 会長 村松 幹子		
13:25~13:55 (30 分)	【講義 I 】行政説明 「子ども・子育て支援の施策動向について」 講師:厚生労働省 子ども家庭局 保育課		
	【講義Ⅱ】 「地域における保育所・保育士等の在り方について(仮題)」		
14:00~15:30 (90分) ※最後の10分 質疑応答	● 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(以下、検討会)」では、「子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが求められており、また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。」ことに対し、中長期的な視座にたち、今後の保育所や保育士等の在り方について検討がなされました。		
	● 本講義では、委員として検討会に参画されている堀先生(東京家政大学)よりポイントをご講義いただくとともに、今後、保育所あるいは保		

	育関係組織に求められることについてご助言等をいただきます。		
	講 師 : 東京家政大学 准教授 堀 科 氏		
	【グループ討議】 テーマ「各組織の充実強化のために行っている取り組みや課題について考える」		
15:40~17:10 (90分)	● 講義内容を踏まえ、地域において、保育所に何が求められ、どのように 展開していくのか、そのためにどのような組織強化をしていくべきと考 えられるか各都道府県・指定都市内の保育所や組織における地域課題お よび充実強化について具体的に共有します。		
	● 今年度実施した、「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」を 踏まえ、各組織で次年度に向けてどのような取り組みを行っていくべき なのかあるいは、今年度下半期にすでに組み込んでいるものについて意 見交換を行い、課題解決へ向けた検討をおこないます。		

開催要項およびお申し込み等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■全国保育士会ホームページ>研修会>都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー https://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/index.php

◆【募集中】第 48 回(令和3年度)全国保育士研修会 (WEB)開催のご案内/2月21日(月)開催

本ニュース 13 号でご案内した標題全国保育士研修会については、現在、定員枠の空きが残りわずかになっております。ご検討されている方は、お早めの申し込みをお願いいたします。

第 48 回(令和3年度)全国保育士研修会 趣旨

全国保育士会では、「第 48 回(令和 3 年度)全国保育士研修会」を開催いたします。なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、Zoom を使用したリアルタイム配信による WEB 研修とすることといたします。

本研修会は、主任保育士・主幹保育教諭および保育所・認定こども園等のリーダー的職員を対象に、その専門性・指導性を高め、保育実践・保護者支援の質の向上をはかることを目的に毎年実施しているものです。

本年度の全体研修では、保育士・保育教諭がやりがいをもって働き続けられる 職場をつくるための方策について考えます。

また、コース別研修では、ドキュメンテーションの活用による「保育の見える化」 について、また「メンタルヘルス」をキーワードに、職場環境づくりのための現場リ ーダーの役割について学びます。

保育現場において即自的に活用できる内容となっておりますので、是非ともご参加 のご検討のほどよろしくお願いいたします。 【動画配信期間】令和 4 年 2 月 21 日 (月) $13:00 \sim 18:15$

【参 加 費】5,000 円 (1 メールアドレスあたり)

【申 込 締 切】令和4年2月3日(木)

【プログラム】

プログラム		内 容 / 講 師
全体研修 (計 120 分)		基調報告「全国保育士会の令和4年度の取り組みについて」/30分
		報告者:全国保育士会 会長 村松 幹子
		行政説明「保育をめぐる国の動向と課題(仮題)」/30 分
		講師:厚生労働省 子ども家庭局 保育課
		鼎 談「やりがいと働きがいのある職場づくりに
		向けた人材養成」(仮題)/ 90 分
		登壇者:
		那須 信樹 氏(中村学園大学 教授)
		菊地加奈子 氏(社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表)
		村松 幹子 (全国保育士会 会長)
	Aコース	講義「保育の見える化」に向けたドキュメンテーションの活用
コー人別		講師:大豆生田 啓友 氏(玉川大学 教授)
研修 (90 分)	Bコース	講義「職場における人間関係づくりと保育者のメンタルヘルス」
(00)))		講師:津村 薫 氏(フェリアン副所長、講師)

開催要項およびお申し込み等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■全国保育士会ホームページ>研修会>全国保育士研修会 https://www.z-hoikushikai.com/kensyukai/index.php?category=3

◆ 「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」および「実施要綱」の訂正について

令和4年1月14日、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について」により、交付要綱が発出されました。

本交付金については、今年度、交付申請の受付および交付金の交付が2回行われ、都道府県から内閣府への交付申請等のスケジュールは以下のとおりとなっています。都道府県(とりまとめ)や市町村の交付申請の締切等はそれぞれの自治体の判断とされていることから、具体的な締切等については、各自治体にご確認ください。

都道府県から内閣府への交付申請等のスケジュール

<第1回>

交付申請期限 1月28日(交付要綱5(1)「別に定める日」)

 交付決定
 2月中旬

 交付金交付
 2月末

<第2回>

交付申請期限 2月21日(交付要綱5(1)及び6「別に定める日」)

 交付決定
 3月上旬

 交付金交付
 3月末

また、令和4年1月19日には、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る 賃金改善計画書を修正前の様式により既に提出している場合等の取扱いについて」が発 出されました。

これは、令和 4 年度からの利用定員の変更等に対応する観点から、「実施要綱」の別紙様式である「賃金改善計画書」および「賃金改善実績報告書」が訂正されたものの、事業者から訂正前の様式により、既に「賃金改善計画書」が提出された場合には、特段の支障がない限り、改めて訂正後の様式により提出を求める「必要がない」ことを通知したものです。

内容の詳細は別添資料および下記ホームページの「保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善(令和4年2月~9月)について」をご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子 育て支援事業者の方向け情報

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//jigyousya.html

◆ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に かかる Q&A について」(第十二報)が発出される

オミクロン株が拡大し、全国で 327 の保育所等が休園(令和 4 年 1 月 20 日時点/厚生労働省調べ)するなど、保育現場に大きな影響を与えています。

オミクロン株の流行状況を踏まえた政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえ、標記 Q&A に関して、感染が拡大した地域における濃厚接触者の取扱い等に関して追記・修正が行われ、発出されました。

発出された文書においては、「保育所等は、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、引き続き、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所いただくようお願いするととともに、(中略)新型コロナウイルス感染症補助金等を活用し、代替要員や自費検査などの支援を積極的に行っていただくことで、必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮をお願いします」とされています。

以下に、追記・修正が行われた Q&A の概略を掲載するとともに、追記・修正箇所を 抜粋します(追記・修正箇所(下線部)は抜粋箇所、赤字は全国保育士会事務局)。

(保育所の開園関係)

- 間3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。
 - 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該子どもの保護者に市区 町村から登園を避けるよう要請。
 - 登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間 (※) を目安とする。
- (※) 令和4年1月14日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染 急拡大が確認された場合の対応について」(以下「令和4年1月オミクロン株関 連事務連絡」という。)において、
 - ・オミクロン株への置き換わり率 (L452R 変異株 PCR 検査の陰性率) が 70%以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと
 - ・オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン 株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から 10 日間とするこ とをお示ししています。

具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携 し、適切に条件を判断した上で、実施することとしてください。

この場合、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した

場合の対応について(第二報)(令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡)」の別紙 3. 中「2 週間」とあるのは「10 日間」と読み替えてください。

(保育士が不足した場合など業務継続が困難となり得る場合への対応)

- 問 4-1 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。
 - 新型コロナの対応に伴い、保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たせなくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」に基づき、保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取り扱う。
 - 多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのため、一定期間保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられる。
 - 保育士の子どもが通う小学校の休業等により保育士が出勤できない場合は、その保育士が、放課後児童クラブやその他のサービスを受けることについて調整したり(※1)、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取り組みをお願いする(※2)。
- (※1)「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について(令和 2 年 3 月 4 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。
- (※2)「令和4年1月オミクロン株関連事務連絡」において、
- ・オミクロン株への置き換わり率 (L452R 変異株 PCR 検査の陰性率) が 70%以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと
- ・オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から 10 日間とすることに加え、
- ・地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下で、濃厚接触者とされた保育士を含む社会機能維持者(※3)については、PCR 検査又は抗原定量検査を用いる場合は陽性者との接触等から 6 日目、抗原定性検査キットを用いる場合は 6 日目と 7 日目に検査を行い、陰性であった場合には、10 日を待たず、待機を解除する取扱いを実施できること

<u>とされています。なお、当該検査は社会機能維持者の所属する事業者において実</u> 施し、検査費用についても、当該事業者が負担することとします。 具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携 し、適切に条件を判断した上で、上記の事務連絡に記載される検査の実施方法等を 十分に御確認して実施することとしてください。

- (※3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)事業の継続が求められる事業者」の「4.社会の安定の維持 ⑦育児サービス(託児所等)」には、保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれます。
- 問 4-2 代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の 費用について、既存の補助金の活用は可能であるか。
 - 保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業 (新型コロナウイルス感 染症対策支援事業)) は、保育所等において保育を継続的に実施するために必要 な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に 応じて御活用ください。
 - ・ 保育所等において代替職員の確保に必要な経費
 - ・ <u>行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員が PCR 検査等の検査 を</u> <u>受けた際に要した経費</u>
 - ・ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費
 - ・ 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設が医療用抗原検査キットを購入する経費(自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。)
 - ・ その他自治体が保育の継続に必要な経費として認めるもの (他の補助制度の活用ができないもの)

(感染症の予防について)

- 問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。
 - 手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒で手指を清潔に保つ。
 - 手が触れる机やドアノブなどを消毒用アルコールで消毒。
 - 定期的な換気。
 - 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の支援として、令和3年度補正予算においても、従来から引き続き、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な超過勤務手当や特別勤務手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助を行っています。また、同補正予算では、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(ト

- イレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)等に必要な経費について、 補助を行っています。また、これらのほか、保育士の業務負担軽減のために消毒 作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けています。具体 的な事業内容等については、市町村にお尋ねいただくとともに、これらの感染防 止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします<u>(問 4-2 も参</u> 照のこと)。
- 必要な衛生・防護用品について、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っていますので、必要に応じて御活用ください。(都道府県等への配布は令和3年度までですが、令和4年度において、これまでの配布により都道府県等に備蓄された手袋等を社会福祉施設等に対して供給することが可能です。)

(緊急事態宣言後の対応)

- 問 10-1 令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。
 - 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありますが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」において例示されている「事業の継続が求められる事業者」(※)を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。なお、この例示の4. ⑦育児サービス(託児所等)には保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれています。

内容の詳細は下記ホームページの「90」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

 $\underline{https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html}$

◆保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等 事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)(令 和3年度補正予算分)について

令和4年1月19日に都道府県・指定都市・中核市宛てに標記連絡が発信され、1月24日にはFAQの更新版が発信されています。

本事業は、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、令和2年度の累次の補正予算に続き、令和3年度補正予算においても、<u>職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な職員への手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購</u>入等の経費について補助されるものです。

また、本ニュースの前述の記事で記載のとおり、オミクロン株が拡大するなか、代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の費用について、本補助金の活用が可能である旨(前述記事うち、問 4-2)が、FAQ に追加され、発出されています。

下記に注意が必要な FAQ の概略を記載します。

No.	質問	回答
1	いつからいつまでの期間に実施したものが補助対象か。	令和3年度(令和3年度補正予算分) における補助は、令和3年12月1日 から令和4年3月31日までの間に行 う事業が対象となる。
2	物品等を購入し、令和3年度中に納品 されたが、支払いが令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と されるか。	物品等の購入については、令和3年度中に納品されていれば、支払が令和4年4月になった場合も令和3年度中の事業完了と見なされる。
2	令和3年3月分までの手当等の支給が 令和4年4月になった場合も令和3年 度中の事業完了と見なされるか。	手当等の支給については、令和4年3 月分までの業務に係る手当等であれ ば、支給が令和4年4月になった場合 も令和3年度中の事業完了と見なされ る。
4	同一法人が同じ敷地内で保育所と地域 型保育事業を行っている場合は、両方 から申請が可能か。	保育所等の施設と地域型保育事業の両 方を行っている場合は、それぞれ上限 額まで申請が可能。
4	延長保育や一時預かり事業など地域子	延長保育や一時預かり事業など地域子

	ども・子育て支援事業(13事業)を行っている場合は申請可能か。	ども・子育て支援事業(13事業)を行っている場合は、当事業とは別に、子ども・子育て支援交付金(内閣府予算)による補助を活用いただく。
9	職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。また、万が一職員が施設に出勤後に発熱した際に備え、施設で医療用抗原検査キットを購入しておきたいが、対象経費として認められるか。	本事業については、No.6でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたい。PCR検査費用等については、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむととなった場合(保育所等が行政検査を受けることとなり、等については、事業を継続的に実施していくためとは差し支えない。また、事業を継続的に実施していくためにまた、事業を継続的に実施していくために、必要な範囲であれば、その費用を補助対象とすることは差し支えない。補助対象とすることは声の支流などにある。
10	かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対 象経費とならないのか。	感染症対策に関する業務の実施として、通常よりもかかり増した手当等の 支給であれば、勤務時間外に限るものではない。
24	この事業は令和3年度予算であるが、 令和4年度にもこの予算は活用できる ようになるのか。令和3年度に支出し たものを令和4年度に交付申請できる のか。	本事業は、令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための事業であり、令和3年度の事業実施にご活用いただくもの。ただし、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和4年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し(本省繰越)が行われる。その場合の交付申請には、注意が必要となるため、FAQのNo.24の回答原文をご参照ください。

内容の詳細は下記ホームページの「89」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html